

# 第Ⅰ章 在宅歯科医療推進のために

## 1 いま、なぜ在宅歯科医療なのか

### 高齢者の「単独世帯」「夫婦のみ世帯」の増加がさらに進行する

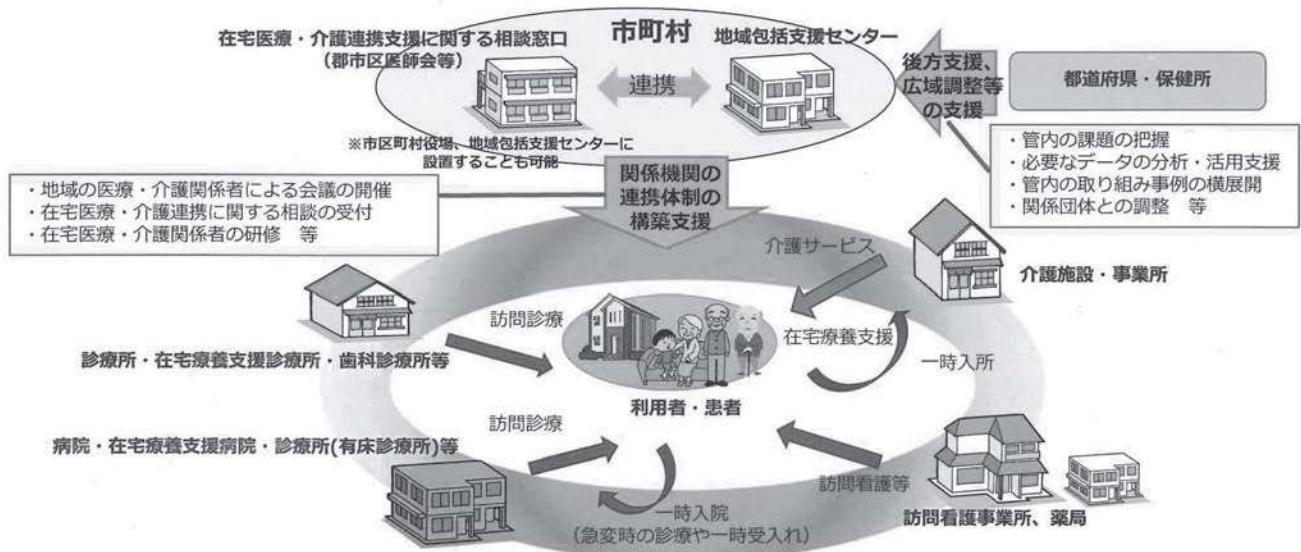
口腔機能は人が、その人らしく生きていくために欠かせない機能であり、生涯にわたる QOL の維持向上に深くかかわるため、歯科医療は「生きる力を支援する生活の医療」と位置づけられる。在宅療養者においても低栄養と誤嚥性肺炎等の予防、食べる楽しみ、話す楽しみの享受による QOL の改善や口腔のリハビリテーションなどを目的として、継続的な口腔機能の維持管理を行う歯科保健医療の役割は大きい。病院医療から在宅医療への流れのなかで病院側から歯科への連携の要望や地域の在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションなどからも歯科との連携・協働が求められている。

## 2 かかりつけ歯科医機能と地域医療連携の推進

### 1) かかりつけ歯科医機能を地域の中で展開し、地域医療連携を推進する

継続的に通院してきた患者が通院困難になった場合は、かかりつけ歯科医機能としての歯科訪問診療や地域の医療連携により対応することが必要である。

在宅での歯科治療が困難なケースでは、病院歯科等の高次医療機関での対応も必要であり、「縦の連携」としての地域医療連携システムの根幹である。また、要介護高齢者の多くは複数の基礎疾患を抱えて療養しており、主治医との連携が基本となると



(図1) 在宅における地域連携

(出典：厚生労働省「在宅医療・介護連携推進事業 手引き Ver3」)

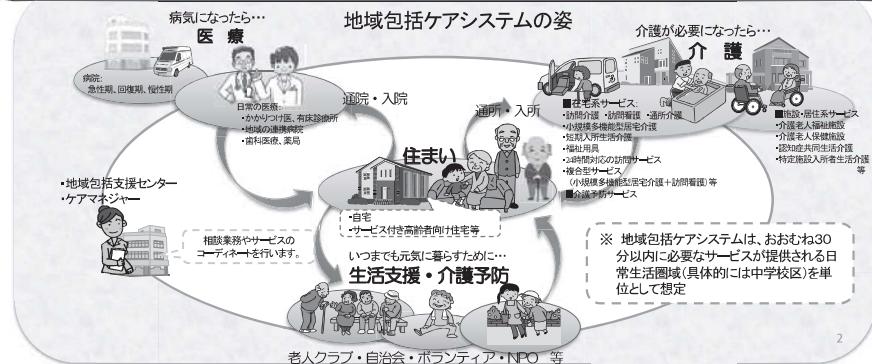
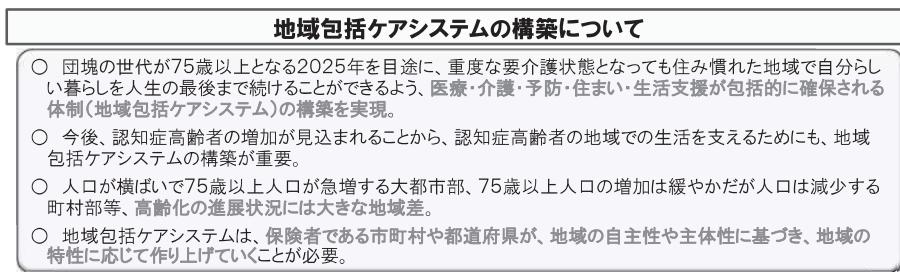
ともに訪問看護ステーション、ケアマネジャーなどとの多分野融合型の「横の連携」、さらに治療や療養の場が変化することからの急性期病院や施設等との「経時的な連携」といった「縦・横・時間軸」の3軸的な連携の推進が必要である。

## 2) 口腔領域に関する情報を発信し、多職種との共有を図る

要介護者の継続的な口腔機能の維持・管理を実施するためには、急性期病院で加療中からの対応が必要であり、慢性期・維持期においてリハビリ病院や介護保険施設などを経て在宅に至るまでの連携のなかで、口腔領域の情報を発信・共有し、「口腔機能のケアはシームレス・ケア（継ぎ目のないケア）」であることを周知することが大切である。退院時ケアカンファレンスや在宅ケアカンファレンスなどへの参画も重要となる。



## 3 地域包括ケアシステムにおける歯科の役割



団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指し、重度な要介護状態となつても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が入院・退院・在宅復帰を通じて切れ目なく、一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が急がれている。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、地域包括ケアシステムの構築は重要である。

地域包括ケアシステムは、地域の自主性や主体性に基づき地域の特性に応じ作り上げられていくことが必要であるが、その中でかかりつけ歯科医として、これからは患者の年齢を考慮した治療計画を立案し、在宅を見据えた診療体制を考えていくことがより重要になってくると思われる。また、介護予防として、口腔機能の<sup>こう</sup>些細な変化に対しても積極的に対応していくことも大切であると思われる。そして訪問診療においては地域での医療連携の下、安全で適切な歯科医療を提供していくことが求められており、「生涯口から食べる」を支援する担い手として、活躍の場が広がって行くものと思われ、地域包括ケアシステムにおける歯科の役割は今後も重要になってくるものと考えられる。

## ■ 手のひら 「在宅歯科医療」

在宅歯科医療は、生活の場である居宅や施設などにおいて提供される歯科医療の総称であり、主に歯科訪問診療の形態で提供される。在宅歯科医療においては、歯科医師による歯科疾患や誤嚥性肺炎予防などに配慮した総合的な口腔機能評価に基づき専門的口腔ケア（歯科治療、歯科保健指導、専門的口腔清掃、摂食機能訓練等を含む）が適切に提供されることが必要である。



歯科訪問診療は通院が困難になった患者やその家族などからの要請により、かかりつけ歯科医などが継続的な診療計画に基づき、居宅や施設などへ訪問して歯科治療や指導等を提供することである。ライフステージに沿った口腔領域のプライマリ・ケアを継続的に担う「かかりつけ歯科医機能」として、歯科診療所における外来診療の継続的、また、延長線上にある診療形態と考えたい。また、在宅歯科医療は高次医療機関との連携、在宅にかかる多職種との連携協働を前提としたチームアプローチでもあり、地域完結型の歯科医療の提供体制であることを認識することが大切である。

## ■ 手のひら 「居宅」と「施設」

医療・介護の保険制度上、「居宅」とは自宅だけではなくケアハウスやグループホーム、有料老人ホームなどが含まれている。また、「施設」は介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老健施設）、介護療養型医療施設（療養型病床）などであり、歯科・口腔外科等の標榜のない医療機関に入院している患者も歯科訪問診療の対象とされている。

## これからのは在宅医療のキーワード

### ■ 手のひら 「多職種連携」

在宅医療（在宅歯科医療を含む）は「生活モデルの医療」であり、在宅にかかる多職種が療養する生活者を支えるために連携する必要がある。今後の在宅医療は多分野のそれぞれの職種が密に連携・協働する体制で生活者を支えることが求められる。そのなかで、歯科が専門性をもちながら、他の職種と協働して安心・安全な歯科訪問診療を提供し、在宅療養者の心身機能、健康感やQOLの維持向上をめざすことが必要である。